

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成30年11月2日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成30年11月2日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
平成29年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）について
「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について
- 3 請願等審査
受理番号77 教科書採択の審議・採決の公開に関する要望書
受理番号78、79 学校規模の適正化等に関する上申書
- 4 審議案件
教委第37号議案 平成30年度横浜市指定文化財の指定について
教委第38号議案 第32期横浜市社会教育委員の委嘱について
- 5 その他

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。9月18日の会議録の署名者は大場委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、10月19日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従いまして、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○10/26

決算第一特別委員会（採決）

本会議（第4日）決算議決、追加議案上程・質疑・付託

本会議 追加議案議決

○10/29～31 こども青少年・教育委員会（視察）

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、10月26日に決算第一特別委員会が開催され、採決が行われました。また、同日、本会議第4日目が開催され、決算が議決されました。

続いて、追加議案の上程・質疑・付託が行われ、その後、追加議案が議決されました。

10月29日から31日まで、こども青少年・教育委員会の視察が行われ、山岸総務課長が同行しています。視察先及び内容でございますが、まず、熊本県熊本市の「エンゼルこども食堂」を訪問し、取組の説明を受けました。

次に、同じく熊本市で、「学校教育コンシェルジュ」について説明を受けました。

続いて、福岡県北九州市の「子育てふれあい交流プラザ『元気のもり』」を訪問し、取組の説明を受けました。

最後に、福岡県福岡市を訪問し、小学校における英語教育の取組について説明を受けました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○10/22 スクールミーティング

○10/24、25 横浜市立小学校体育大会

○10/25 平成30年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会

(2) 報告事項

○平成29年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）について

○「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、10月22日に、教育委員の方々が学校現場を訪問するスクールミーティングを実施いたしました。今回は、鯉渕教育長、大場委員、宮内委員、中村委員、森委員が二つ橋高等特別支援学校を訪問し、高等特別支援学校の学校運営の現状を把握し、今後の教育政策に生かすことを目的として、授業の視察や意見交換を行いました。

10月24日、25日には、横浜市立小学校体育大会が三ツ沢公園陸上競技場で行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶いたしました。この大会は市立小学校6年生約3万人が参加するもので、今年度は地区ごとに4日間の日程で実施しております。10月に開催した2日間は好天に恵まれ、さわやかな秋空の下、子供たちは元気に競技を行いました。

また、大会には、陸上の400メートルハードルでオリンピックに出場された松下祐樹さんが来場し、子供たちの前で実際にハードル走を見せてくださり、また、御自身の経験談やスポーツの楽しさをお話ししてくださいました。

大会の3日目は11月6日に、4日目は翌日の11月7日に開催する予定です。

10月25日は、平成30年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会が、文部科学省で開催され、大場委員、中村委員、森委員が出席されました。この協議会は、教育及び教育行政全般について、都道府県及び指定都市教育委員会の教育委員の理解を深めることを通して、教育委員会運営の活性化に資することを目的として開催されているもので、今年度は、初等中等教育施策の動向についての行政説明のほか、学校の働き方改革についての協議などが行われました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告させていただきます。

まず、1点目ですが、平成29年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）について。次に、2点目ですが、「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

間野委員

横浜市立小学校体育大会について質問です。会場と日数について、かつて日産スタジアムでもう少し短い期間でやっていたような記憶もあつたのですが、何か変更になったのでしょうか。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。お話のとおり、日産スタジアムで行っていたのですが、ラグビーワールドカップ、オリンピック等の関係で、今年度と来年度は日産スタジアムが使えないということで、今年度につきましては三ツ沢公園の陸上競技場で行っております。会場の大きさの関係で、日産スタジアムは2回に分けていたのですが、三ツ沢のほうはキャパシティが小さいもので、4回に分けて、1回当たり7,500人程度の子供たちが参加するような形で行っております。

間野委員

その件にも異論があつて、要は横浜市の子供たちのためにある施設なのですが、いつも例えばJリーグの試合だとか、ワールドカップだとか、競技大会が最優先されて、子供たちが使いたいように使えなかったり、あるいはそこでやったとしても、例えば芝生は立入禁止とか、何のために税金を使って造ったのか。そ

して、サッカーのワールドカップをやったところに子供たちが立つということが大切なのに、本末転倒だと思います。このあたりはどうなのでしょう。三ツ沢で少しは改善されているのでしょうか。例えば芝生に入れたりしているのでしょうか。

直井指導部長

芝生の中は、今回も学校代表の旗手の子たちは行進で式典のときに入るという形のみです。資源循環局でありますとか、指定管理のところとも相談をしているのですが、ちょうど時期的に冬芝を養生する時期ということもあって、子供たちが大勢で入ると芝によくないということもありまして、様々な調整はしているのですけれども、現時点ではみんなで多くの子供たちがグラウンドの中に入ることは実現できていません。すみません。資源循環局でなく、環境創造局でした。申し訳ありません。

鯉渕教育長

日産に比べて三ツ沢のほうがかえって良かったという点もありましたよね。それも御質問いただいていますから。

直井指導部長

今回、4日開催ということになる中で、参加児童が少なくなりましたので、日程的に余裕ができました。時間的に余裕ができたり、今まで代表選手でなければ長縄とパフォーマンスの2種目だったのですが、7秒間走という新たな取組もできるようになった点は、4日開催で子供の参加人数が少なくなった点で良かったと思っています。

間野委員

僕が教育委員になって、なぜ芝生に入れないのかということを行ったのは多分6回目だと思います。しかも、養生というのも多分Jリーグの日程などに合わせてでしょう。これがメインイベントだと思うのです。子供たちが芝生に入って体育大会、そこに合わせて養生していくのならわかりますが、そこも本末転倒だと思います。何のためにみんなでそういうものを造ったのかという原点にきちんと帰って、大会ももちろん大事ですが、そこが市場主義になり過ぎていて、僕はバランスが悪いと思っています。やはり市民の人たちが、特に子供たちがきちんとそういう大切な場所でしっかり自分たちが芝生に入って、いろいろなことができるような、そういうことをぜひ検討してほしいと思います。

教育委員会だけでできることではないというのは知っていますし、市長に見ていただいたりもしていますが、グラウンドキーパーも含めてその意識がなかなか変わらないのはなぜだろうと思います。ぜひ強く言ってください。

鯉渕教育長

ほかに何か御質問はございますか。

森委員

先日のスクールミーティングで、二つ橋高等特別支援学校を見学させていただきました。非常にいろいろな取組の御説明をいただきまして、就労に向けた授業のみならず、いろいろな学びの授業の時間数をかなり取って、そこにも力を入れていらっしゃるということを聞かせていただきました。

実際に見学してみて思ったことということで、コメントではございますが、その段階で就労と学びとということを意識して過ごす時期だと思いますけれども、同時にいろいろと就労先について悩んだり、足踏みの時期でもあると思うので、そこについて相談できる方というところが本当に大事だと感じましたし、そういうところのさらなる強化が必要だと感じました。

また、二つ橋高等特別支援学校など、いろいろな学びの場がありますけれど

も、様々な障害を持った方がいらっしやると思うので、引き続き様々な段階の障害の方々にとっての学びの場を確保するという事は大事だと感じました。

あと、10月25日の平成30年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会が文部科学省でございまして、全国のいろいろな教育委員の方々とは意見交換をしました。そこでの話で、やはり地域連携ということがいろいろな意味でも、働き方改革においても、子供の主体的な学びにおいても「てこ」であるということが、いろいろな方との話で出てきたキーワードでございました。地域コーディネーターの方の配置も含めて、横浜も力を入れていると思いますけれども、より一層力を入れていきたいと思った次第です。

以上でございます。

鯉淵教育長

ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

中村委員

すみません。話が前後して申し訳ないのですが、体育大会の話に戻ります。子供たちにとっては三ツ沢競技場でやるのが時間的な余裕もあり、種目も増えて良かったというようなお話がございましたが、そうするとやはりこの体育大会の意味が、日産スタジアムでやることに価値を見出すのか、それとも子供たち自身の活動ということを考えるのか、そのあたりを考えてぜひ今年度、来年度だけではなくて、その先どうしていくかということも含めて、体育大会の意義というものを子供の立場から考えていただきたいと思います。それが一点です。

それから今、森委員からお話がございましたけれども、やはり生徒たちの自立ということを考えていろいろ先生方も御苦労なさっているということ、スクールミーティングで二つ橋高等特別支援学校にお邪魔して感じました。本当に丁寧に御指導されていて、生徒たちがみんな本当に礼儀正しくて、そして穏やかに生活しているなという印象を受けました。ただ、これから社会で自立していくに当たって、かなり先生方が、例えば職業体験をする企業であったり、それから生徒たちの就職先であったりということで御苦労されているようなので、そういう意味での支援体制ということも必要です。経済的自立がなければ社会的自立も成り立たないので、そういう意味で今、障害者の雇用問題も社会的問題になっていますが、やはり最低賃金を保障する企業に就職させるというようなお話はありましたけれども、ぜひそのあたりのことを確実に保障していくということを継続してやっていただきたいと思いました。

それからもう一つ、文部科学省の研究協議会に参加させていただきました。いつも指導主事の方とか、それから行政の方々からいろいろな新しい情報をレクチャーしていただいて、勉強させていただいているのですが、やはり直接生の言葉で、自分自身の耳で聞くということも非常に勉強になると思いましたので、いろいろな社会の動向に遅れない意味でも、また参加させていただく機会があればいいなと思いました。

それから、たまたま関東地区の方々と同じグループで働き方改革について話し合いをしたのですが、その中では横浜市は働き方改革について随分進んでいる印象を受けました。他都市の場合にはいろいろなデメリットを考え過ぎて、議論ばかりでなかなか前に進まないというお話もあったので、やはりできることから進めていくということがとても必要なことだと思いました。ただ、働き方改革で部活動を中心に話をしたのですが、それだけでなく様々な要素が絡み合っていることですから、今、横浜市もちょうど進め始めてきていますし、この間も働き方改革通信のお話もありましたけれども、動き出したから良しではなく、それがこれから先どのように子供たちのより良い生活に結び付いていくのかという視点で継

続して行っていくことが必要ではないかという印象を受けました。
報告です。以上です。

大場委員

お二人と一緒に文部科学省の研究協議会に行かせていただいたので、一言だけ私の感想です。後半のほうでグループ討議をやって、4人の中でほかの3人は全員県の教育委員の方で、もちろん多くの経済界で活躍された経験をお持ちの方が多かったです。こんなことは言えませんが、私も現場の空気をどれだけ頭と体の中に吸収できているかということは怪しいと思っていますが、やはり県の教育委員というのは一段階違うというか、現場との距離感があるのだなと思いました。例えば、働き方改革、部活動の見直しなどの話で意見交換をしていますが、国体で我が県の順位がどうしても気になるとか、あるいは伝統校で毎年全国大会に出ていると、その部活だけは特別扱いをしなければいけないとか、地域ごとの特性の中でそういう感性をお持ちなのだろうと思ったのですが、いろいろなところのいろいろな方の御意見を伺えたというのは、一つ参考になったと思いました。

それからもう一つは二つ橋のことで、ちょうど私は昨日、福祉の関係で二つ橋地域の2か所の関係施設に行きました。この前の高等特別支援学校のすぐそばだったのですが、この前も、学校の中で就職のために廊下の清掃作業の訓練をされていて、学校の廊下はとてもきれいなのですけれども、もしかすると教育長が言われたかもしれませんが、近くにいろいろな福祉施設もたくさんあるので、出張って表へ出て行って、そういう体験の場があることによって、学校の中だけではない、もう一步緊張感のある中で技術を身に付けるチャンスもあるのではないかと感じました。せっかく二つ橋のあたりは福祉施設が割と、県の養護高等学校でしたか、保育園もありますし、生活支援センターもありましたし、いろいろな連携の輪が広がりそうな地域だなという感じがしました。感想です。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

それでは、平成29年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）につきまして、所管課から報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。

平成29年度、昨年度の本市の小中学校の「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果の結果がまとまりましたので、その概要を所管の三嶽課長より御報告を申し上げます。

三嶽人権教育・
児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の三嶽です。よろしくお願いたします。まとまりました資料を用意しましたので、御覧いただきたいと思います。調査結果の報告、分析、対応を含めた形で報告いたします。

まず最初に暴力行為ですが、平成29年度は4,929件ということで、13.6%増ということになっています。特に小学校での増加が21%、中学校はわずかですが減少しているということになります。小学校では前年度に比べ、生徒間暴力が382件、対教師暴力が85件、器物損壊が170件増加しております。小学校では、特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向が続いています。中学校では、平成26年度以降、減少傾向が続いています。

めくっていただきまして、1ページ、2ページを御覧ください。ここにありますのが関係の数値資料になります。後ほど御覧いただければと思いますが、2ページが一番上のところが特徴的な部分です。小学校での暴力行為についてなので

すが、1点目の小さな点のところを御覧ください。平成29年度に初めて暴力行為1,000人当たり発生件数が小中学校で逆転するという現象が起こっております。これは右のグラフにあるのですけれども、折れ線グラフの右肩上がりが小学校の件数、右のほう下がっているのが中学校の件数で、これが平成29年度に数として逆転するという現象が起こりました。

また、文章の5つ目の点も小学校になりますが、特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向があります。小学校では5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童数は74人、778件と増加しておりますということで、その下の右の表に繰り返して起こす児童の数を載せてあります。この辺が増えている現象の特徴的な部分となっております。真ん中の四角のところ的分析と対応を載せてありますので、御覧ください。

小学校の暴力行為の増加の要因は、小さなトラブル段階のものであっても、しっかりと受け止めて学校が組織的に対応したことや、特定の児童が繰り返し暴力行為を行っていることなどが考えられます。今後も引き続き初期の暴力行為を見逃さず、児童支援専任教諭を中心とした組織的な対応に取り組むとともに、区役所や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、児童の状況、背景を理解し、個に応じた指導を一層推進してまいりたいと思います。また、同じ行為を繰り返させてしまわないよう、組織として毅然とした対応をするとともに、保護者と協力して適切な支援を行っていくことが必要と考えております。

一番下は中学校の件ですけれども、中学校については、社会で許されないことは学校でも許されないという毅然とした組織的な対応・指導を行ってきておりまして、保護者や関係機関との緊密な連携、再発防止の取組が定着した結果、下がってきているということが考えられます。中学校ブロック内で児童支援、それから生徒指導専任教諭の小中連携が大変促進されてきていることで、早い段階で、より正確な生徒の把握ができるようになっておりますので、個に応じた適切な対応につながっていることが、暴力行為減少の要因の一つに挙げられるのではないかと考えられます。

恐れ入ります。また1枚目にお戻りいただきたいと思っております。

続きまして、いじめについてです。いじめの認知件数につきましては、4,649件ということで、小中学校ともに増加しているという状況になります。いじめ認知件数の増加は、いじめの定義の理解が広く浸透し、早期の小さな段階から学校いじめ防止対策委員会で組織的に対応した結果だと考えられます。いじめの態様は、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるということが全件数の66.7%に見られます。いじめ発見のきっかけは、本人からの訴え、当該児童生徒の保護者からの訴えが大きな割合を占めています。また、他の児童生徒からの情報の件数と構成比も増加しているという状況になっております。

いじめの分析のための資料は、3ページ、4ページに記載させていただきました。小中学校別に出しておりますが、真ん中の少し下のところです。「小中学校ともにいじめの認知件数が増加しています」の2つ目の点を御覧ください。年度内での解消率は72.5%ということになっております。国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定されておりまして、いじめの解消している状態として、最低3か月の目安が示されたことによりまして、年度内で解消している状態とならないケースが出てきます。昨年までの改善率の数値とはここが異なっておりますので、ご注意ください。と思っております。

続きまして、右の4ページになります。枠の中を見させていただきます。冷やかしかからかい、軽くぶつけられたりといった内容では、小さな段階であっても、被害を訴えた側の立場に寄り添っていじめと捉えて指導することで割合が高

くなってきています。その中で特に金銭授受につきましては、67件という数字が出ております。子供同士のお金のやり取りはやってはいけないこととして、入学・進級の際に児童生徒や保護者にリーフレットや文書等を活用して啓発をしています。保護者とともにいじめや刑事事件につながる可能性があることとして一層取組を推進する必要があります。ネットいじめといわれるパソコンや携帯電話などの誹謗中傷等については、スマートフォンの無料通話アプリ等を利用し発生するため、周りから事実が大変把握されにくい状況があります。気付かない状況で被害が広がっているため、引き続き、スマートフォン等へのフィルタリングの普及ですとか、小学校低学年からの計画的なネットリテラシーや情報モラルに関する教育、家庭や子供が主体的に取り組むルールづくり、保護者の啓発等の取組を推進していく必要を感じております。

一番下の枠のところです。いじめの発見のきっかけですけれども、本人からの訴えが26%、保護者からの訴えが38.5%と大きな割合を占めています。これにつきましては、本人・保護者が学校に相談しやすくなったこと、丁寧に話を聞く体制が整ってきているということが挙げられると思います。また、児童生徒理解に基づく関係づくりを進めたことと、保護者はパートナーという視点で連携をしていることの結果であると考えられます。大人から見えにくいいじめについて一層の実態把握に努め、解決に向けた早期発見・早期対応を推進してまいりたいと思います。

担任以外の発見につきましては、学級担任だけに任せるのではなく、複数の教職員がチームを組んで情報を共有し、子供たちを見守る体制を整えていくことで、些細な変化に対して気付くことができたといえると思います。各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、確実に判断・対応できる体制を整備し、仕組みを構築する等、いじめ重大事態に関する再発防止策の8項目34の取組を今後も着実に実行していきたいと考えます。今後より一層、児童生徒へのいじめの定義の理解を進めることですとか、横浜子ども会議等の児童生徒の主体的な活動を促進することで、いじめの傍観者などを減らし、他の児童生徒が周りの大人に訴えたり、互いに注意し合えたりするいじめが起りにくい風土づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

それでは、表紙に戻ります。3番目の長期欠席についてでございます。これにつきましては、5,893人という調査結果が出ました。その中で特に不登校については500人増ということで、増加傾向となっております。長期欠席につきましては、年間30日以上欠席ということで統計を取っております。その統計については「病気」ですとか、「経済的理由」、「不登校」、「その他」という項目がありますが、その中で不登校についての数字が増加しております。この不登校の要因ですけれども、いじめを除く友人関係をめぐる問題が28.4%、家庭での環境変化や親子関係などの家庭に係る状況が29.5%となっております。前年度からの継続ではない、新たな不登校の児童生徒数が、不登校全体の41.8%という数字になりました。

この不登校、長期欠席に関する資料は5ページ、6ページ、7ページに掲載させていただいております。数字としては上昇している傾向がそれぞれ見られるかと思いますが、5ページの下段の1つ目の点になります。特に小学校のほうで、30から89日の欠席児童が不登校全体の半数以上を占めているということになっております。中学校では、38.2%ということになります。小学校、中学校ともに年間の授業日数は大体200日を少し超えるぐらいです。ここに出てくる生徒は、休み方は様々ですが、平均すると週に1回、ないしは2～3回というようなことになりますので、それ以外は登校しているという見方はできるかと思います。そこで

はそれぞれ学校の教職員が対応しております。課題として挙げられるのは、それより多い子供たち、特に出席が10日以下という生徒たちへの対応が必要かと考えられます。

6 ページの真ん中あたりですが、不登校の要因では、不安、無気力の傾向にある生徒が少し多いというような数値になっております。枠の中の分析と対応を見ていただきたいと思っております。不登校の状況にある児童生徒への支援につきましては、個々の状況に応じた対応を考え、専門家とのチームによる支援や家庭訪問等により、本人、保護者との意思を尊重した取組をさらに継続していきます。児童生徒が安心して通えるための環境整備、学習支援、教育相談を一層充実し、別室登校など、きめ細かな対応を行うとともに、小中連携による9年間を見通した一層の支援を推進していきます。過去に不登校等の経験のある児童生徒に対しては、3年間の欠席状況一覧表を作成するなど、本人の状態、過去の状況を正確に把握し、小さな兆候を見逃さず、休み始めの迅速な組織的支援を推進していきます。日常の授業や行事等において児童生徒が安心できる居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動の絆づくりを意図的・組織的に行うなど、魅力ある学校づくりの取組を推進するとともに、深い児童生徒理解のもと、新たな不登校児童生徒を生まないための学校風土づくりを一層進めていきたいと考えております。

最後、7 ページになります。本市の取組ということになりますが、一番下です。教育総合相談センターでは、保護者の集い等の開催による不登校の保護者相談を開催したり、ハートフルルーム等を増設したりすることにより一層の支援体制の強化に努めていきたいと考えております。また、社会的自立を目的としまして、フリースクール等の民間教育機関と連携した不登校支援活動を引き続き推進していきたいと考えております。

報告は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了いたしました。何か御質問・御意見等はございますか。

森委員

御説明ありがとうございます。まず、いじめの認知件数について、長期欠席の人数についてでございます。これだけの増加があったということは本当にショッキングで、581件ですとか292件という数だけでなく、その一件一件の重みを考えなければいけないと強く思います。これだけ増えてきてはいるものの、やはり本人が訴えられない数もまだまだ相当数あると思います。その中で、先生方がかなりいろいろと工夫されて、ほかの児童からも話が聞けるように無記名アンケートをされていることですか、言いやすい空気を作っている先生方もたくさんいらっしゃるということも聞いております。しかしながら、まだまだ本人や周りが訴えてもなかなか取り合っただけがないという声も聞きますので、バラつきもまだまだあるのではないかと思います。全ての学校と先生においていろいろな角度から、まず本人は言いにくいのだということを前提に、働きかけがあるといいなと思っております。

ほかの児童生徒からの情報が、構成比が上がっているということでした。今はまだ6.4%ということですが、本人からの訴えですとか、ほかの児童からの情報がより訴えやすいような方法は何かという、やはり先生をつかまえて話すということは相当ハードルが高いと思うので、さらに工夫できたらと思います。

また、次の点ですけれども、「(4) いじめ発見のきっかけ」の下にある枠組みの中の「・」が4つございます。担任以外の発見については、「学級担任だけに任せるのではなく、複数の教職員がチームを組んで情報を共有し」というとこ

ろはとても大事だと感じます。なるべく早いタイミングで担任以外の先生が入ってチームで、あとソーシャルワーカーさんですとか、スクールカウンセラーさんたちが入っていくということを徹底できたらと思います。

次の不登校とも絡みますが、やはりみんな同じでなければいけないですとか、違うことに対する恐怖が根底にあると思うので、まずその雰囲気から変えていかなければいけないと思っております。

不登校につきましては、最後に御説明いただいたのは「フリースクール等の民間教育機関と連携した不登校支援」ということでございましたけれども、そもそも学びの場が確保されていくということ、学校以外でもできるということも含めて、子供たちの選択の自由と、学び方のいろいろな自由度の幅が広がっていくということもとても大事な視点だと感じます。

最後に、最後のページの「長期欠席した児童生徒に対する学校の取組状況」とございますけれども、訪問の頻度で毎日、毎週、月数回ということで、先生方が本当に足繁く通って子供たち、保護者の方とコミュニケーションを取ろうとされているのがとてもよく伝わってきます。しかしながら、本当に毎日、毎週来てほしいと思っているかどうかも含めて、時にはそっとしてほしいということもあると思います。それは本人も保護者も、先生が一生懸命な中、来ないでとは言えないこともございますので、どういう関わりが良いかということをごまかせず先生方と保護者の方のみならず、やはり一番本人の気持ちを中心に進めていただければとも思っております。すみません、長くなりました。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。
何かほかに御意見・御質問等のある方。

大場委員

2つ質問というか、これはたしか全国レベルと一緒に公表して新聞報道もされました。そのときの私の数字の認識が飛んでしまったので、確認というと変ですけども、全国の傾向と比べて横浜の増減の状況で、横浜としてこの部分が特徴というか、全国の波と比べて違うところはあるのでしょうか。

それから、横浜に限らず全国のいじめの案件を見ていると、やはり大きな発端になっている要因は、ネットいじめの要素が非常に大きいと思います。このことについては、8月に採択した8者の検定の教科書を見ていると、歩きスマホはやめましょうというレベルの非常に表層的な題材ばかりで、一番深刻なネットいじめのことをきちんと取り上げたものが乏しかったように私は感じています。これは申し訳ないですが、文部科学省の検定レベルの問題ではないかと私は気にしています。個々の学校現場でネットいじめのことについて、学年に応じて教え方というのは多様だろうと当然思うのですが、何でもかんでも学校で教えるわけではないですし、保護者がきちんとやらなければいけない要素も当然あると思いますけれども、どんな場面で今学校で指導されているのか、私も頭に浮かんでこなかったもので、確認で質問させていただきました。

三嶽人権教育・児童生徒課長

まず、全国と比べて傾向ですけれども、暴力行為の件数については全国の中でも数としては多いです。1,000人当たりの割合にしても多いという傾向は出ております。先ほども言いましたが、これにつきましては小さなことまで、かなり子供のささいなトラブル、ちょっとたたいた、たたかれたというところまで拾っているということは、数としては挙げられると思います。それから、繰り返すということについても数が上がっておりますので、そういったことでの差が挙げられます。

逆に、いじめの件数ですけれども、数だけ見ると結構多いのですが、実際の認知件数自体は全国と比べてもそんなに多いほうではありません。また、1,000人規模で比べると、横浜より多いところはかなりたくさん出てきているという状況もあります。先ほども出ましたけれども、やはりまだ見えていない部分というのが実際にはあるということで、我々としては多ければいいということではありませんが、小さなものを早めに見つけていくということは今後さらに必要だと考えております。

長期欠席については同じような、全国的に見てそれほど突出しているということではないと思います。

ネットいじめに関しては、先ほど言いました道德の時間ということですが、なかなか教科書などの教材ではおっしゃるようにそれほど強く出てきていないという状況はあります。なかなかネットいじめに関してということだけで特定の時間を取ってやるというのは学校にとって難しいのではないかとこのところがあるのですが、特にインターネットの使い方、スマホの使い方ということで、特別活動ですから総合の時間などを使ってスポット的に教えるというようなことをやっている学校が多いのではないかと思います。我々教育委員会としましても、リーフレットを毎年保護者宛てに作って、それをベースに学校には指導をお願いしているのですが、今そのリーフレットを見直して行って、また学校に新たな資料を提供しようと考えております。

前田人権健康
教育部長

あと補足でございますが、ネットいじめにつきましては、例えばPTAの方々と協力して、共同で専門の講師を招いて情報モラルの話をしていただいたり、それだけではなく家庭の中でのスマホのルールなどを決めていきたいと思います。また同時に、子供同士がどのように関係性を作って、こういったネットいじめに対応していこうかということを考えていくような機会等も話をしております。

以上でございます。

中村委員

全国と比べてということもあるのですが、件数が多いのは本当にショックだと思います。暴力行為については、もちろん絶対に社会的に許されない暴力ということで毅然とした態度をとることはとても大事だと思うのですが、例えば子供によって、暴力を受けて育ってきたというような生育歴があったり、あるいは学校とか家庭とか、いろいろなところでストレスを受けているとか、あと発達的な問題とか、いろいろな要素があると思います。ですから、やはりきちんと原因を考えないと対応もできないと思いますので、そういう意味で専門家チームと連携を取って、その子にきちんと合った対応を考えていくということが大事ではないかと思っております。

それからもう一つ、例えばいじめの定義がこういう定義になったから増えたということもあるかもしれませんが、それでいいのかと思う部分もあります。もちろんそれだけでいいと思っていらっしゃるわけではないと思いますが、今新聞でいろいろな他都市の、様々な本当に心が痛むような事件が報道されています。子供がSOSを出しているにもかかわらず、対応できていないというような報道もあります。報道が100%真実だと思うのであれば、やはり最初のきっかけでどう対応するのかということがとても大事なことでと思います。ですから、前に大場委員から学校現場の感度を上げることが大事ではないかというようなお話がありましたけれども、そのきっかけを見逃さないことが本当に大事なことでないかと思っています。

ネットいじめに関して、先日、私もちらっと見ただけなので詳しいことはわかりませんが、LINE上でネットいじめを発見したら、子供たちが匿名でそのLINEにこういうものがあると通報できるシステムがあるということを知りました。今の子供たちはなかなか正面を切ってこういうことがありますと言うのは、いろいろと目も気にしてしにくいというような状況もありますので、そのように匿名でもとにかく発見したら通報できるというシステムがどんどん認知されていくと、もう少し発見が早くなるのではないかという気もしました。

暴力もいじめも長期欠席も、子供ももちろん苦しいのですが、そういうお子さんを目の前にしている保護者の方も非常に苦しんでいると思います。かなり追い詰められている方もいらっしゃると思いますので、対応しているとは思いますが、そういう保護者の方への支援も丁寧にやっていただきたいと思います。

以上です。

鯉淵教育著

御意見ということでよろしいでしょうか。

宮内委員

まず、暴力行為ですが、暴力は犯罪であるという認識をきちんとさせることです。中学で毅然とした組織的対応・指導を行って減ったということが事実ならば、小学校でも同じことをやればよいと思います。ただ、今、中村さんがおっしゃったように、背景には個別具体的なものがあるわけです。それを全て見抜くことは、人間には不可能なことだろうと思います。しかし、その不可能なことに挑戦しているのが、私たち教育委員会の使命です。そこで教師がだめであれば専門家という話がすぐ出ます。でも、専門家といってもピンからキリまであります。専門家というのは日々トレーニングをして、日々成長していかなければいけません。専門性を評価する、専門性を高度化させるというのが行政の施策として必要なだろうと常々考えております。

それから、いじめでSNS対応の時間を道徳では取れないと今おっしゃっていたのですが、それは間違いです。優先順位があると思います。大場さんが批判されたような22の徳目をひたすら教えようとしている教科書に頼りすぎるのは好ましくありません。横浜は横浜として現場での危機感を持っているならば、すばらしい横浜メソッドのような企画もあり、独自の施策を取っているわけですから、ぜひそこにはプライオリティーを置いてやるべきだろうと考えております。

それで、SNSについて何が効果的なのか。今、中村さんが指摘されたような、LINEにあるボックスを作って、そこから発信者がわからないようにやるとか、ソフトの開発の仕方ですとリンクしてやるとか、いろいろとできると思います。そういうことも一つの例です。これは永続的な課題であって、世界中の人がみんな悩んでいます。したがって、ここで解を見つけようなんてそんな不遜なことは思わずに、現場と生徒とみんな悩む、みんな議論するということです。道徳の時間というのは、そのために一番いい時間です。

例えば、悪いことをしている子が美談美徳のエピソードを聞いても白ける一方だだと思います。あの教科書を見ていると、私も愚民化政策ではないかと思うぐらい、いつも白けています。やはりリアリティーのあること、SNSの問題でもいろいろと被害に遭っている人の話をエピソード化して教材にしていくとか、これは生徒が多分自分でそういうテキストを作れるのではないかと思います。そういうプロセスを通じて人間の本性を反すうしていくという絶好の教育の機会だと思います。ですから、道徳の時間のプライオリティー付けをきちんとする、また横浜としての今までの伝統的なメソッドがあるわけですから、それに誇りを持って指導方法の開発に挑戦していただきたいということです。

しかし、やり方を少し間違えますと、監視社会になります。実はネットなどというのは全部のぞけます。だんだんこれからソフトが開発されてくると、監視社会になってきます。これが一番恐ろしいのです。したがって、監視社会を取るのか、それとも自由な空間を取るのかという根源的なターニングポイントに僕は今来ています。その問いを小学校のときから考えさせるくせをつけたらいいと思います。

そのためにはアクティブラーニングであります。アクティブラーニングをすることとは、先生も面倒で大変かもしれませんが、このメソッドをみんなで悩みながら開発することです。文部科学省が学習指導案を作ってくれるのを待っていても、いつまでたってもできてきません。国で全体の方向性を決めるというのは大変大きな作業ですし、時間もかかります。ですから、横浜として、我々として、現場感のあるメソッドを開発する。完璧なものは絶対にできませんが、そのような姿勢を持っていただきたいと思っております。

それから、不登校について質問なのですが、フリースクールをもっと充実したらいいと思うのと、自由に出たり入ったりということをするればよい。一部のプライベートスクールに任せることなく行政がやるべきです。そもそも、学校に行きたくない子を何で学校に来させなければいけないのかと私はいつも思っているのですが、それで来なくなったら来ればよいというような、出たり入ったりとか、その辺の支援は今どうなっているのかというのが質問です。

前田人権健康
教育部長

では、私のほうから。今の御質問の件ですが、フリースクール等につきましては、横浜市のほうでは学校に通えなくなった様々な子供たちをしっかりと支えていくために取組を進めております。学校外の教育活動の中で、教育支援センターという教育委員会が設けているものもあるのですが、それ以外にも、例えば、横浜には子ども支援協議会という、フリースクール等の22団体に加盟していただいております。そこに教育委員会も入っているわけですが、子供たちへの対応ですとか、支援ですとかそういったことを、連絡を取り合い、連携を取りながら子供たちの支援に当たっております。

また、民間のそういったフリースクール等との連携でいいますと、今年度、民間の教育施設であります「ハートフルみなみ」と連携させていただいて、こちらにも補助のモデル事業といたしまして取組を進めています。そういったところでの状況等も踏まえて、また今後、今宮内委員がおっしゃったような民間との連携をさらに深めてまいりたいと思っております。

宮内委員

すみません。支援、支援とおっしゃいますが、何の支援なのでしょう。具体的に、経済的支援なのか、人的支援なのか。人的支援というのは、これもまたいろいろと専門性を高めるための支援のやり方というのがあるのですが、プライベートスクールで意見交換をして、それによってお互いにレベルアップする。そういった場を作るということに今聞こえたのですが、私はもっと積極的に関与すべきだと思っております。教育というのは行政としてプライオリティーがナンバーワンの仕事です。普通の私立小中学校はそれぞれの理念でやればよいのですが、ハンディキャップを持っているいろいろと苦労している人たちに対して、金もうけを狙っている変な人もいるかもしれません。むしろ支援というのにはそれこそ指導も入るのかもしれませんし、かなり難しいことではないかと思っておりますので、具体的に何なのかということを知りたいと思います。

前田人権健康

一つには、お話ししました「ハートフルみなみ」につきましては補助事業とい

教育部長	うこともありまして、横浜市のほうからも経済的な補助をさせていただいて、取組を進めております。また、先ほどお話しした子ども支援協議会のほうは、そういった様々な子供たちの困り感ですとか、お話しにあったような保護者の孤立しがちな部分に対する支援ということも含めて、どういった形が一番より望ましいことで、一人ひとりの様態はそれぞれ違いますので、そういったあたりを情報共有させていただいて、その中からグッドプラクティスといいたいでしょうか、実践例を出し合いながら、この先を考えていくという状況でございます。
宮内委員	フリースクールの授業料は個人が負担するのですか。公的な補助とか全額控除とかはありますか。
前田人権健康 教育部長	例えば、今お話しした支援協議会に入っているフリースクール等、民間の団体には様々な幅がございます。授業料というのでしょうか、支援のための必要な部分を取って、子供たちにしっかりとそういった場を提供しているところもございますし、最低限でやっているようなところもございます。本当に幅が広くて、数人で支えて子供たちの様子を見ているところもあります。子供たち一人ひとりの状況が違いますので、本当にひきこもりの状況でなかなか出てこられないお子さんに対して声をかけて連れてくるということもありませんし、ある程度外出できるようなお子さんに対しては少し集団的な部分での関わりができるようなメニューを作ったり、様々でございます。大切なことは、その子供たちが自己実現できるような取組を進めていくことだと考えています。
鯉淵教育長	今の時点で授業料の支援はしていませんよね。
前田人権健康 教育部長	本市としては支援していません。
宮内委員	行政の支援は、経済的なことだけではないと私は思います。もう一つは、いろいろと追い詰められてそういう施設に通っている子たち、個別具体的にいろいろな問題があるということで、そのとおりだと思います。そういう中で、数十年前に戸塚ヨットスクールという機関があって、スパルタ式教育をやることによって立て直すのだという、これは毀誉褒貶ありますが、やはり過度な指導になったときに、人権問題にも関わりますから、行政が介入しなければいけないと思います。どこまで入って行って、どこまで自由にするか、その判断をするために事実を知らないといけません。私はフリースクールというのは本格的に高度化していくべきだと思いますし、またそのためにモニタリングの体制を作って、そしてそれを私たちがいいか悪いか、もしくは改善の余地があるかないかということテーブルの上に乗せていかないと、この問題はますます重要になりますから、問題提起をさせていただきます。多分ほかの委員の方にも御意見があるのではないかと思います。
鯉淵教育長	ほかに何か。
間野委員	表紙で暴力行為、いじめ、長期欠席、全部足すと15,471件、あるいは人になるのですが、もちろん重複もあるかと思いますが、児童生徒数に対してざっと5%ぐらいの割合ではないかと思います。割り戻すと、各教室に何らかの問題行動のある児童生徒が1人ぐらいはいるはずだということです。児童生徒数が減ってい

るにもかかわらず件数が増えてきているということは、一人ひとり、一つ一つの教室で考えると、みんな結構大変な状況に向かっているのではないかという気がします。全国的には決して多いわけではないかもしれませんが、本当に教室という現場を見たときに、平均すると1クラスに1人か2人はこういうことがあるのだと考えると、もう少し児童専任や生徒専任教員をもっと増やさなければいけないのではないかと思います。

もちろん予算には限界があるのですが、日本の教育予算というのはOECDで見ても下から数えたほうがいいぐらいの水準です。ですから、できれば純増でそういう人たちを増やす予算要求をしていくということが必要です。とはいっても、市全体の中でなかなかそんな簡単に人件費を増やすことが難しいのだとすると、我々がやっている教育予算の中の支出をもう少し見直して、例えば少し暴論かもしれませんが、学校の水泳プールをやめて人件費に充てるとか、そういう工夫をしていかないと、今あるものに全部乗せるのは難しいです。いずれにしろ、多分児童指導専任や生徒指導専任を増やすことを私たちは要求していくことを考えたほうがいいのかと思いました。意見です。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

森委員

先ほどのフリースクールの話に戻りますが、私自身も強い思いを持っております。ベースには学びたいという気持ちがあるけれども、今は学校に行けないということがあるので、その子たちが学べる場の費用負担が大きくて行けないということがもし起きているならば、そこは補助があった上で行けるという状況にどうやったらできるかということを考えていきたいと思います。その中で今、間野委員がおっしゃったように、何を削るか。削るときにはものすごくエネルギーがいると思いますが、そこを議論して、状況調査の結果にどう力を入れていくかということを考えていきたいと思います。

あと一点追加で、これは委員の皆さんや事務局の皆さんと今後議論していきたいことですが、これを全て学校の先生だけでやるとか、学校だけでやるということにも限界があると思うので、誰とどのように一緒に子供たちを見ていくのか、学校以外にも世界があるということを見せていくのかということ、その誰とどうということや学校の先生一人ひとりが知って、校長先生も副校長先生もそうですけれども、そこをどうやって事務局、教育委員としてサポートできるのかを考えていきたいと思います。最後のページを読みながら、「担任や専任教諭が公園と一緒に遊んで交流したり」ということが書いてあって、多分こういう事例もたくさんあると思います。一人ひとりの先生の努力はすごいものがあると思いますが、先生の力だけに任せるというのも違うのではないかと思うので、地域みんなで考えるというところに持っていくにはどうしたら、その具体を考えていきたいと思います。ぜひいろいろな知恵をほかの委員の皆さんからもいただけたらと思います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

宮内委員

専門家である指導専任を増やすことは良いが、学校だけに任せてはいけない。大事なことは、組織的にどう対応していくか。組織というのは行政としての組織です。日本の社会というのは縦割りですから、学校行政、福祉行政、警察等と、そこを束ねるものを作らないと、こういったことは解決できないと思います。それぞれ他人のせいにするのが人間の性でございますので。実際、中央でも金融庁

というのを作って独立させるとか、予算委員会を独立させるということによって、視野は変わってくるわけです。ということで、組織論も含めてここにプライオリティーを置いてやるべきだろうと思っております。

人を増やせばいいというものではなくて、何よりも質の向上なのです。人間に向上心がなくなったら終わりですが、人間というのは怠惰な動物ですので、一定のところにおいて給料をもらえるとそこで満足してしまう人がたくさんいることも事実です。どうやって育成するか。これも組織を作って、組織目標を明確にして評価するというをしないと、やたらに人ばかり増えて、暇そうな人がいろいろなところに立っていて何も役に立たないというようになるのが何となく目に見えている感じがしますので、ぜひ教育委員会として組織作りをしていったらいいのではないかと思っております。これが私の強い意見であります。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

中村委員

根本的に見て、本当に宮内委員がおっしゃるとおりだと思います。今でも現場では本当に人が足りないということで、以前お邪魔した学校でもいろいろな課題を抱えた子供たちが保健室に大挙して来るので、養護教諭が1人で対応できずに管理職と一緒にやって対応しているというようなお話を伺ったこともあります。やはり長期的に見てやっていかなければいけないことと、今、目の前にいる子供たちをどうしていくかという両方の視点が必要だと思いますので、先ほど間野委員が言われたように、やはり現場の人を増やすという方向はぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。それでは、次の「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について、所管課から報告いたします。

笠原国際教育課長

おはようございます。国際教育課の笠原でございます。私のほうからは「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について、報告させていただきます。

まず、このよこはま子どもピースメッセンジャーでございますが、昭和61年に子ども平和大使として国際連合に派遣されています。翌62年に横浜は国際連合からピースメッセンジャーの称号を授与されています。そして、さらに翌63年にはよこはま子どもピースメッセンジャーとしてこの事業を始めました。

それでは、お手元の資料を御覧ください。概要ですが、目的は国際機関の訪問を通じて国際平和への貢献を体験的に学ぶとともに、国連国際学校への体験入学を通して子供たちの国際感覚を養い、グローバル人材の育成に資するものです。

国際連合等への派遣でございますが、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」で横浜市長賞を受賞した4名の児童生徒を「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱し、国際機関等に派遣しております。今申しました「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」でございますが、平成8年から開始いたしました。今年度は児童生徒52,494名が参加して、6月から7月の初旬にかけて各区の予選を行いました。その代表となった子供たちが本選に参加し、今申しました市長賞4名とその他を決定するというところでございます。

ピースメッセンジャーの派遣期間でございますが、10月14日から10月21日まで行ってまいりました。

先ほど申しました市長賞を受賞した4名の児童生徒でございますが、中段にあ

ります枠の中、磯原千颯さん、新石川小学校6年生、成原芽依さん、千秀小学校6年生、郭晨怡さん、横浜吉田中学校3年生、加藤舞さん、南高等学校附属中学校3年生でございます。

ニューヨークでの主な活動内容でございますが、国連本部等へ訪問し、「よこはま子どもピースメッセージ2018」を報告いたしました。国連本部では、アからエでございますアリソン・スメール国連広報担当事務次長に林文子横浜市長からのメッセージを進呈しております。そのほか、キャサリン・ポラード国連国際学校理事、総会・会議管理局长、ジョアン・マクドナルド国連国際学校事務総長特別代表、中満泉国連軍縮担当上級代表、中野健司国連総会課長等にお会いすることができました。そのほか、オ、カにございますように、国連ウィメン市民社会部門の訪問や国連本部の内部の見学等をさせていただいております。

裏面へお進みください。続いて、国連児童基金、ユニセフの本部でございますが、こちらではファトゥマタ・ンジャエ事務局次長ほか4名にお会いすることができました。そこで平成29年度の「よこはま子ども国際平和募金」、そちらにあります額でございますが、その目録を進呈してまいりました。また、国連日本政府代表部を訪問し、星野大使等にもお会いすることができました。

別日でございますが、国連国際学校への体験入学も子供たちはしております。この4名は国連国際学校日本語学科の児童生徒、これは向こうがそれぞれの子供につくペアを用意してございまして、校内の案内ですとか、授業の支援等を本当に丁寧にしてございまして、1日目はペアの児童生徒のクラスと一緒に参加させてもらいまして、国連国際学校の授業を体験させてもらうことで、日本の学校との違い等に驚いている様子が子供たちにはありました。2日目は「国連デー」のイベントがありました。国連国際学校には様々な国の出身の児童生徒がいらっしゃいますので、皆さんがそれぞれの衣装をつけてイベント等に参加して、とてもにぎやかな雰囲気だったということです。

5番にございますのは、4名のピースメッセンジャーたちの感想でございます。せっかくですので、少し読ませていただきます。「ニューヨーク派遣を通して、改めて世界は広いと思いました。これからはもっと英語を勉強し、世界を舞台に活躍し、もっとたくさんの人とコミュニケーションを取っていきたいと思います」、「人の話をよく聞くことの大切さをたくさんの方が話してございまして。それは当たり前なことだけど、何人の人がしっかりとできているのだろう、自分はずっとできているのだろうか、と考えさせられました」、「この8日間全てが充実していたと思います。なかなか普段会うことのできない方にお会いしていろいろなことをたくさん学びました。これから、学んだことを伝え、考え、実行に移していきたいです」、「人として基本的な態度を大切にすることが平和につながることを知りました。それは、普段の生活から気をつけていかねばならぬと思いました。この本当に多くの学んだことを次に発信したいです」、このような4名の子たちの感想がありました。

最後の枠でございますが、戻ってきた子供たちはこの後、横浜市の子供たちを牽引するような活動を行ってまいります。日本でもユニセフハウス訪問をしたり、あるいはハンド・イン・ハンドの街頭募金活動を行ったり、そこにございますような活動を今後行っていく予定です。

報告は以上でございます。

鯉淵教育長

何か御質問等はございますか。

森委員

報告ありがとうございます。こちらの事業の目的ですが、横浜市では児童生徒

の国際平和の重要性に対する意識を高め、実践しようとする態度を培うことを目的に、このスピーチコンテストが始まったと書いてあります。それが平成8年からこのような形で行われてきたということですが、この御報告を拝見し、感想を見たことによって、これをより今の時代にアップデートしていく必要ももしかしたらあるのではないかということを感じました。

現地の学校に行って授業を体験するということももちろん大事ですし、そういったプログラムを御用意いただくこともとても大事だと思うのですが、もっと生々しい状況が現実には起きていると思います。例えば、日本に入ってきている世界の情報はいかに偏っているかとか、そういうことも認識して、それを日本に戻ってきてまた伝えていただくという、日本の学校で見えていることというのはいかに一部なのかということ、この子たちだけではなくていろいろな方たちにその目線を踏まえて伝えていっていただきたいと思いました。そこまで課すのがいいのかどうかというのものもあるかもしれませんが、そのように思います。

せっかくSDGsを意識した教育を据えて2030年にやるのは、もう少しプログラムもより良くしていく余地があるのではないかと感じましたので、引き続きいろいろと改善をしていただければと思います。よろしくお願いします。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。ほかに御質問がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。10月10日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号77の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。受理番号77「教科書採択の審議・採決の公開に関する要望書」につきまして、説明させていただきます。要望書の裏面の一番下に要望項目がございます。前段部分は教育長委任での回答になります。後段の「教科書名を挙げない発言や無記名投票など非公開部分のないようにすること」について、考え方を説明いたします。

教科書の採択理由の説明につきましては、これまでの教科書採択においても議論の中で、各委員が教科書を採択する上で大事にしている観点や考え方を発言しておりますが、引き続き市民の皆様にはわかりやすい議論となるよう工夫してまいります。

教育委員会の採決方法は、横浜市教育委員会会議規則におきまして、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択につきましても、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度教育委員会で決定してまいります。

以上でございます。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、この件につきまして何か御質問等がございますか。

特に御意見等がなければ、受理番号77の要望書につきましては事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

次に、10月15日付及び10月17日付で受け付け、各委員に配付しております受理

番号78、79の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

上田施設部長

施設部長の上田です。よろしくお願いいたします。

神奈川県にあります池上小学校、菅田小学校の両校の学校規模適正化につきまして、今のお話のとおり、10月15日と17日に2件の上申書が教育長宛てに提出され、受理しました。この上申書の内容と考え方につきまして、お手元の資料をもとに説明させていただきます。説明につきましては、担当課長よりさせていただきます。

増田学校計画課担当課長

では、受理番号78でございます。差出人が菅田小学校・池上小学校統廃合説明会第4回検討部会傍聴人代表佐藤登氏でございます。

案件としましては、「池上小学校・菅田小学校通学区域と学校規模適正化等検討部会・統廃合について」。「第4回検討部会・傍聴人はご意見申し立てる事を禁じられている為『教育委員会統廃合』基本方針（地域と十分に調整を図り、保護者・地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更等を行い学校規模の適正化を推進する。また、推進できない場合は学校の統合について検討を進める）に逸脱していると思われる事から勘案し、下記、混乱を招いている事案解決に向けて上申書提出致します。下記ご精査頂きまして、真摯な対応頂きたくお願い申し上げます」とございます。

この上申書自体は、4ページにわたるもので、項目数は7、枝の項目も含めると12項目ということで多岐にわたるものがございますが、このうち2ページの3の①と4ページの大項目7番が教育委員会の審査内容となっております。

では、2ページの3の①を読み上げさせていただきたいと思えます。「3 世界水準から逸脱している件」。「WHO(世界保健機関)からは学校は低年齢ではより小規模校を勧告しており、日本も勧告されております。小学校は次世代未来担う小学生の情操教育の大切な場であると思えますが、横浜市教育委員会は、WHOの勧告を無視した統廃合を進めております。小規模の学校では情操教育が成り立たない事柄を示し小規模校の統廃合という行政主体の適正化を進めており、世界水準を無視した統廃合には、異議申し立てます。*3・①文書でご回答願います」と書かれております。

4ページの7を御覧いただきたいと思えます。「小規模校のメリット再考について」。「次世代未来を担う児童皆様の健全で学べる情操教育の土壌である小学校を維持し、推進していくよう、今一度統廃合に関して、再考していただけますようお願いいたします。地域住民の理解が全く得られていない状況で進めるのは、ただただ市民の反感を買うだけの行為でしかありません。*7文書回答願います」とございます。

続きまして、同趣旨ということで受理番号79の上申書も御説明差し上げたいと思えます。

差出人は保護者代表川越理絵氏となっております。手書きで菅田小学校存続希望有志の会と付記されております。

要点としましては、「池上小学校・菅田小学校通学区域と学校規模適正化等、統廃合について」。「池上・菅田小学校統廃合検討部会について、小学校は情操教育の大切な場であることから、小学校統廃合による地域の変革には地域皆様と児童・未就学児保護者皆様の充分な理解は必要不可欠であります。検討部会にて議論もされない現状を多くの皆様が苦慮し、沢山の署名が寄せられました。上申書及び署名簿を添付の上、提出致します」とございます。

下に「案件」とございますが、「2,438名の署名が集まりました」と書かれてお

ります。その下の段落ですが、「緑豊かな菅田の町がいいと住む人たちがいることを忘れずにいてほしいこと、強行的な統廃合は再考頂きまして、児童保護者・未就学児保護者の大切な子育ての場であるとともに、地域住民にとっては防災拠点、更には地域活性化に不可欠なものである菅田小学校を存続していただけますよう、切にお願い申し上げます。上申書、署名簿添付致します事、寛大に受け止めていただきますよう重ねて、お願い申し上げます」とございます。

裏面に署名がございしますが、最後に「以上の理由から菅田小学校の存続を強く求めます」と書かれております。

先ほどの受理番号78号の上申書と同趣旨の内容となっております。

こちらについての考え方でございますが、池上小学校及び菅田小学校の対策については、教育委員会から横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問しており、現在、調査・審議しております。今後、当検討委員会からの答申を受けて、横浜市教育委員会において小規模校対策を検討してまいります。

説明は以上でございます。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

特に御質問等がなければ、受理番号78、79の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第38号議案「第32期横浜市社会教育委員の委嘱について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第38号議案は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第37号議案「平成30年度横浜市指定文化財の指定について」、所管課から説明いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋です。よろしくお願いたします。

それでは、議案書を1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。横浜市文化財保護条例に基づき、有形文化財1件、有形民俗文化財1件が指定に該当する旨、横浜市文化財保護審議会から答申されました。3ページの表に掲げる文化財を、平成30年度の横浜市指定文化財として指定したいので提案するものです。

詳細につきましては生涯学習文化財課長から御説明申し上げます。

重松生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の重松です。よろしくお願いたします。

まず、5ページを御覧いただければと思います。教育委員会のほうから横浜市文化財保護審議会に諮問という形で、6ページを御覧ください。先ほどの2件について諮問させていただいております。7ページで審議会のほうから文化財の指

定についてふさわしいという答申をいただいております。そういった流れの中で、具体的に文化財の中身について説明していきたいと思っております。

9ページを御覧いただければと思います。今回の1件目は、木造地蔵菩薩坐像1軀、彫刻で江戸時代のものであります。所有者は宗教法人光明寺、南区庚台66です。所在の場所は光明寺内にございます。技法といたしましては、ヒノキ材の寄木造りの古色塗り、像高は264.5センチというかなり大きなものになります。

概要といたしましては、光明寺地蔵堂の本尊で、髮際高をほぼ8尺に整えました丈六の坐像です。丈六といわれるのは仏像の一つの基準の高さになっていまして、立ちますと4.8メートルという大きなもので、座っているもので大体その半分、2メートル半ぐらいのものになります。丈六坐像は県内でも本像を含め2体しか知られておらず、希少性が非常に高いということです。また、国認定重要美術品銅造地蔵菩薩坐像、長野県の善光寺の鑄造に使用した原型である可能性が非常に高いということで、造像技法史上の問題を考察する上で極めて重要な文化財であるとされております。

2番目は街頭紙芝居附舞台・拍子木（有形民俗文化財）です。昭和10～30年代のものであります。所有者は横浜市になります。所在の場所は、横浜市歴史博物館です。数量は2,442巻ということで、点数でいいますと21,870点という膨大なものになります。

概要といたしましては、戦前（昭和10年代）のものを含む街頭紙芝居2,442巻で、平成27年度に指定された紙芝居は昭和20～30年代のものであるため、今回は追加指定になりますけれども、より紙芝居が隆盛であった時代をほぼ網羅でき、特に戦前の紙芝居は残存数が少なく貴重であるということです。また、制作会社も多岐にわたりまして、残存数が極めて少ないクイズ紙芝居を含むなど、大変貴重な資料であるという、全国的にもかなりこれだけの巻数が残っているのは非常に珍しく貴重なコレクションになるかと思っております。

まず地蔵菩薩坐像からもう少し詳しく説明をしていきたいと思っております。11ページを御覧ください。こちらが具体的な指定調書になります。員数等は先ほど申しました。形状につきましては、こういう仏像を具体的に表す場合の専門用語なので省かせていただきますが、この仏像の形を文章で表したのになります。次の法量は、先ほど申しましたように像高が2メートル64.5センチとかなり大きなものになります。次の品質構造ですけれども、ヒノキ寄木造りの古色塗りという形になっております。

次のページを御覧いただければと思います。12ページになります。伝来が光明寺境内地蔵堂に本尊として安置されています。昭和7年秋に秩父から遷座したものと伝えられております。2番に像内胸部に下記の墨書があり、江戸時代、享保8年11月に江戸大仏師高橋大学喜吉と木寄師白沢六右衛門によってつくられたことがわかっております。

飛ばしまして、13ページになりますが、簡単に説明を加えます。光明寺の門の脇に建つ地蔵堂の本尊です。地蔵堂は道路に面して建ち、ガラス越しに地蔵菩薩坐像の姿をいつでも見ることができる場所にあります。像は髮際高をほぼ8尺に整えた、いわゆる丈六の坐像で、その偉容に驚かされます。丈六の地蔵菩薩坐像は、神奈川県下では鎌倉の建長寺仏殿に室町時代の作例があるものの、それ以外には知られないという非常に貴重なもののございます。

その下の段落になりますが、本像が最も注目されるのは、長野県長野市の善光寺境内に存する銅造地蔵菩薩坐像との関係においてであるということで、善光寺ぬれ仏は本像と同規模の丈六の坐像で、台座蓮弁に陰刻された銘記によって、享保7年4月に法誉円信という僧が発願して、江戸神田鍛冶町の鑄物師河合兵部藤

原周徳、大仏師高橋大学が造立したものと見られるということで、大仏師として記されている高橋大学は本像の作者と同一人物と見てよいと。中世以後の鑄造製の仏像はほとんどの場合、木彫の原型から鑄型を取って製作されたことが知られているので、そういう関係性が重要性ということの一つとなっています。

最後の5行ほどになりますが、本像は秩父から移されたものではあるものの、既に横浜で経た歴史も長く、近世、江戸時代に下る作品とはいえほかに例の少ない丈六の地藏菩薩像であり、また鑄造像とその原型という、現在注目されている造像技法史上の問題を考察する上での重要資料であるという点に鑑みれば、本市の美術史上、文化史上に貴重な遺品であり、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われるという内容になっております。

続きまして、紙芝居のほうは16ページです。これも簡単に説明させていただきます。本市では、平成27年に、横浜市歴史博物館に収蔵される「鷲塚隆氏寄贈街頭紙芝居コレクション」を中心とする街頭紙芝居253巻を、上演のための舞台1点及び集客のための拍子木1点と併せて有形民俗文化財に指定されています。今回のものについては、先の文化財指定以降に増加したのものとしての指定物件以外にも、後ろに一覧表がついておりますけれども、巻数でいうと2万点ほどが加わっているという、相当大きなものになります。

16ページの下のほうになりますが、街頭での紙芝居は一般に昭和初期に始まりテレビが普及する昭和30年代まで行われていましたが、資料が追加されることで指定物件は街頭紙芝居が太平洋戦争を挟み隆盛であった時代をほぼ網羅することができます。さらには、先の指定物件はそのほとんどが東京の紙芝居制作会社である一誠会のものでありましたが、追加される紙芝居はそれに加えて、あけぼの社、画劇文化社、キング社、芸能社、自由社、聖和社、富士会、共同共友社、あずまや会、東京あけぼの会、太陽画劇社など、明らかなものだけでも18社に上っており、東京を中心としつつも大阪と名古屋の制作会社も含まれているという、非常に幅広いものになっております。

17ページのほうになりますが、このうち先の指定物件には見られなかったものとしまして、長谷川怜氏寄贈街頭紙芝居コレクションには、先ほど申したようにクイズ紙芝居の30巻30点があります。それは劇の合間に客である子供たちへのクイズとして出題されるものでありますが、ストーリーを持たない1枚もの場合が多いため資料としては非常に残存数少ない、貴重なものであるということです。

以上のことから、横浜市中心図書館旧蔵ほか2件の街頭紙芝居は、先の指定物件に追加されることが望ましいという答申をいただきまして、今回の指定ということでお諮りしております。

説明は以上になります。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。特に御意見等がなければ、教委第37号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。

事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

報告申し上げます。10月24日に1団体から、10月29日に1団体から、エアコンの設置等に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、11月16日金曜日の午前10時から開催する予定です。

また、次回の教育委員会定例会は、12月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は11月16日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は12月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第38号議案「第32期横浜市社会教育委員の委嘱について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時40分]